

# 独立行政法人労働者健康安全機構 千葉労災看護専門学校 同窓会規約

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

この会は、千葉労災看護専門学校同窓会と称する。

### 第2条（事務局）

この会は、事務局を市原市辰巳台東2丁目13番地2号千葉労災看護専門学校内に置く。

### 第3条（目的）

この会は、千葉労災看護専門学校の同窓生の相互交流と親睦を図り、千葉労災看護専門学校在校生の活躍を支援し、千葉労災看護専門学校の発展に寄与することを目的とする。

### 第4条（事業）

この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1）同窓生の交流及び親睦に関する事業
- （2）千葉労災看護専門学校在校生の活動を支援する事業
- （3）千葉労災看護専門学校の発展に寄与する諸事業
- （4）その他、この会の目的達成に必要な事業

2. この会は特定の個人又は法人その他団体の利益を目的とした活動を行わない。

## 第2章 会員

### 第5条（会員）

この会の会員は、千葉労災看護専門学校の卒業生とする。

### 第6条（会費）

この会は、卒業時に終身会費として徴収する。

## 第3章 役員

### 第7条

この会に次の役員を置く。

- （1）会長1名
- （2）副会長3名以内
- （3）評議員（学校職員）

### 第8条（役員の仕事権限）

役員の仕事権限は、次の通りとする。

- （1）会長は、この会を代表し、会務を統括するとともに、総会、評議員会を招集する。
- （2）副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の仕事を代行する。

### 第9条（役員を選出・任期）

役員は、評議員会で選出し、総会で承認する。

2. 役員の仕事期間は、1期4年とし、4年毎に定期総会で改選する。
3. 役員の仕事再任は妨げない。

## 第4章 会議

### 第10条

総会は、年1回定期総会を開催することを原則とし、会長が必要と認めた場合には、臨時総会を開催することができる。

2. 会議は会長が招集する。

### 第11条

この会の会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

## 第5章 会計

### 第12条（運営費）

この活動に関する費用は、千葉労災看護専門学校同窓会終身会費、寄付金をもって当てる。

### 第13条（終身会費）

終身会費は五千円とする。

### 第14条（予算・決算）

原則として、毎年度の予算は、総会で決定し、決算は総会の承認を得なければならない。

### 第15条（会計年度）

会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終わる。

## 附則

この規約は、平成22年2月1日から施行する。

この規約は、令和4年1月1日から施行する。